

令和5年度三沢市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

(令和5年6月30日)

1 目的

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項に基づき、三沢市（以下「市」という。）における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達について、契約の公正、経済性及び適正履行を確保し、かつ適正な予算執行に配慮しつつ、障害者の雇用に努める市内企業及び市内障害福祉サービス事業者等の受注機会の拡大を図り、障害者の雇用及び福祉的就労の促進を図ることを目的とする。

2 定義

この方針で使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、市長部局、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、三沢病院及び消防本部（以下「行政組織等」という。）とする。

4 方針の管理及び運営

この方針の作成、管理及び運営は、健康福祉部障害福祉課において行う。

5 物品等の調達の対象となる障害者就労施設等

市において、物品等の調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条又は国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）第1条に規定する次に掲げる施設をいう。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター

- (3) 生活介護事業所
- (4) 就労移行支援事業所
- (5) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (6) 小規模作業所
- (7) 特例子会社
- (8) 重度障害者多数雇用事業所
- (9) 在宅就業障害者
- (10) 在宅就業支援団体

6 物品等の調達対象品目

当該年度における調達を推進すべき物品等は、次のとおりとする。

- (1) 食品類、木製品類、布製品類等の物品
- (2) 草刈、清掃作業、分別作業、回収作業等の役務

7 物品等の調達に当たっての留意事項

- (1) 契約担当者等は、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する随意契約により調達を行う場合は、原則として三沢市契約事務規則（平成27年三沢市規則第4号）第22条に基づく見積りを徴する相手方として障害者就労施設等を選定するよう配慮し、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。
- (2) 契約担当者等は、発注の際、障害者就労施設等の競争への参加が、不当に排除されないように留意するものとする。
- (3) 物品等の発注は、可能な限り計画的に行うとともに障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。

8 調達目標額 5,222,125円

当該年度における調達目標額は、「6 物品等の調達対象品目」に掲げる物品等について、当該年度の予算の範囲内において、可能な限り調達に努めるものとし、具体的な金額の設定は、行政組織等の調達予定金額の合計により設定する。

9 一括再委託等の禁止

物品等を受注した障害者就労施設等は、原則として当該受注業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

10 物品等の調達実績の報告及び公表

- (1) 行政組織等の当該年度の調達実績については、別記様式により翌年度の6月28日までに、健康福祉部障害福祉課に報告するものとする。
- (2) 障害者就労施設等からの当該年度の物品等の調達実績については、翌年度に調達品目別に公表するものとする。

11 その他

この調達方針に定めるもののほか、物品等の調達に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この調達方針は、公表の日から施行する。